

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

## 産品輸入に対する救済制度

いわゆる輸入救済とは、国際経済法の領域にあって、一国の政府が GATT 第 19 条及び世界貿易機関 (WTO) の「セーフガード協定」の規定に基づき、ある輸入産品の数量が、国内の同一の産品又は直接に競合する産品を生産する産業に重大な損害を与える、又は重大な損害のおそれを有するようになるまで増加したときに適用される救済措置をいう。このような救済措置は、従来の輸入制限方式 (関税引き上げ・数量制限など) に加えて、既にある国では国内産業の調整を助けるものとして徐々に拡大しつつある。

産品輸入に対する救済制度は、GATT 第 19 条に認められた合法的な行動であり、かつウルグアイラウンドで制定された「セーフガード協定」に詳細に規定されている、WTO 加盟国が一致して従うべき規範である。WTO への加入のために、台湾においても産品輸入に対する救済制度を導入し、国内業者が貿易自由化がもたらす衝撃に順応できるよう協力を行っている。本文は当該制度についての説明である。

### 台湾の産品輸入に対する救済制度

#### 一、法源/執行規範

##### 1. 「貿易法」第 18 条第 1 項

産品の輸入増加に伴い、国内で同一又は直接に競合する産品を生産する産業に重大な損害を与える、又は重大な損害のおそれを有する場合、関係する主務機関・当該産業又はその所属する同業組合・労働組合若しくは関連団体は、主務機関に対し産業への被害の調査及び輸入救済を申請することができる。

##### 2. 「産品輸入救済案件処理方法」(以下「本方法」) 第 2 条第 1 項

本方法でいう産品輸入救済案件とは、貿易法第 18 条第 1 項により産業への被害調査及び輸入救済を申請した案件を指す。

#### 二、輸入救済案件成立の要件

輸入救済案件の産業への被害の成立について、本方法第 2 条第 2 項の規定により具備すべき要件は、次の通りとする。

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を  
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮  
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

1. 当該案件の製品の輸入数量が増加する（絶対増加数量）、又は国内生産量に対し相対的に増加する（相対増加数量）場合
2. 国内で同一又は直接に競合する製品を生産する産業<sup>1</sup>が重大な損害を受ける、又は重大な損害のおそれ<sup>2</sup>を有する場合
3. 輸入の増加が産業に重大な損害をもたらす、又は重大な損害のおそれを生じる原因の場合

### 三、輸入救済案件の申請者資格/申請書

1. 本方法第 6 条の規定に基づき、案件の申請は、次の申請者が提出する必要がある。

#### (1) 国内産業

国内で同一又は直接に競合する製品の生産者について、その生産量が同一又は直接に競合する製品の主要な部分を占めていると委員会に認定された場合

- (2) 同業組合・労働組合又は関連団体に属する被害を受けた産業被害を受けた産業の生産者により組織される同業組合又はその労働者で組織される労働組合である場合（合法手続き経て、又は構成員の授権により申請を提出することができる）

#### (3) 関係する主務機関

政府部門が国内産業に貿易法第 18 条の状況があることを把握しているが、民間単位が申請を提出しないとき、職権に基づき経済部に産品輸入救済案件の調査の発動を要請することができる。

2. 申請書に記載すべき事項は、本方法第 8 条の規定による。

#### (1) 輸入製品の説明

産品名称・輸出入産品分類番号・産品輸出国・原産地・生産者・国外輸出業者・国内輸入業者など

<sup>1</sup> 本方法第 5 条第 2 項の規定において、同一産品とは、同一の特性を持つうえ同一の物質により構成される産品を指す。直接に競合する産品とは、産品特性又は構成する物質に差異はあれどその使用目的及び商業競合上において直接に代替性を有する産品を指す。

<sup>2</sup> 本方法第 2 条第 3 項の規定において、重大な損害とは、国内産業が被る顕著で全般的な損害を指す。重大な損害のおそれとは、まだ発生していないけれども明らかに差し迫っている重大な損害を指す。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

(2) 産業が受ける影響の事実

- a. 申請日前最近 3 年間の生産量・販売量・在庫量・価格・利潤及び損失・生産能力利用率・従業員の雇用及びその変動状況
  - b. 当該製品の申請日前最近 3 年間の輸入数量・価格及び国内の市場占有率
  - c. 当該製品の申請日前最近 3 年間の主要輸出国からの輸入数量・価格
  - d. その他影響を受けた事実を主張することができる資料
- (3) 当該産業の競争力回復又は産業移転の調整計画及び輸入救済措置適用の要請（申請日から 90 日以内に提出することができる）



---

本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を  
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮  
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。